

農山漁村滞在型余暇活動（グリーン・ツーリズム）に資する ための機能の整備に関する基本方針

山形県

第1 基本的な考え方

農林水産業を巡る情勢は、新たな国際貿易ルールのもとでの輸入農林水産物の一層の増大等により、内外の産品との産地間競争が一層激化することが予想され、また、就業人口の減少、高齢化の進展により地域の活力が低下することが懸念されている。

一方、近年の国民の自然志向やものの豊かさからこころの豊かさへという価値観の変化に伴い、農林水産業の持つ生命の営み、国土・環境を保全するなどの多くの機能や農山漁村の豊かな自然に囲まれた潤いのある生活に対する関心が高まってきている。

このような中、本県の農山漁村の活性化を図るための方策として、「山形県新総合発展計画」においては、本県各地に賦存する多彩な農林水産物、食文化、河川、森林等の自然・景観、伝統行事・芸能等の豊富な地域資源を活かして、都市住民をはじめ多くの人々をひき付けながら交流を促進することが必要とされている。

また、このような交流活動を促進することは、近年、都市化の進展や世代交替の進行に伴い、農林水産業の現場と消費者の認識のギャップが拡大する中で、食料の安定供給をはじめ、農林水産業と農山漁村の果たす極めて多面的な機能について、広く理解を深める意味でも重要である。

一方、「グリーン・ツーリズム」は、欧米諸国においては既に国民に広く浸透しているが、我が国においては観光に対する考え方や休暇制度の違いなどから、その考え方はまだ緒に就いたばかりであり、直ちに欧米のような農山漁村における長期滞在型の余暇活動を普及させることは困難であると考えられる。

このような状況を踏まえ、本県農山漁村の豊富な地域資源と農林水産業の体験、食文化の体験、地域住民との交流体験等を、一般の余暇の取り方や志向等に応じて、効果的に組み合わせ、魅力ある余暇空間を構築することにより、国民の多様なニーズに応え、地域の活性化のより一層の進展を図るため、農山漁村滞在型余暇活動（グリーン・ツーリズム）に資するための機能の整備の促進を図ることとし、本基本方針を定めるものである。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

- (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方
農村滞在型余暇活動を推進する機能の整備に当たっては、「景観」、「食」、「交流」、「体験」及び「宿泊」の5つの要素を地域で有機的に組み合わせることを基本に行う。
この場合、良好な景観の形成・保全、来訪者に対する地域のホスピタリティ（温かいもてなし）の向上、体験施設、宿泊施設等の交流拠点施設の整備を進めるとともに、これらの要素に関する資源がさらに機能を発揮できるようネットワーク化し、県内外に積極的に情報発信を行うことにより、ソフト・ハード両面での条件整備を推進する。
さらに、農村滞在型余暇活動を支える道路・農業集落排水等の生産基盤・生活環境の整備を総合的に推進していく。
- (2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方
ア 農村に賦存する豊富な地域資源を有機的に結び付けながら、本県の地域資源の魅力を県内外の都市住民等に対して、様々なメディア等を通じ情報発信できるよう努める。
イ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するため「山形県県土景観ガイドプラン」を踏まえながら、美しい山形の自然環境の保全等に配慮した景観形成に努める。また、地域の農業者等と調整のうえ、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努める。
ウ 都市住民との交流を深めるため、受け入れ側である農村の住民のホスピタリティの向上、各種体験のインストラクター（指導員）の養成等交流を支える人材の育成に努めるとともに、女性・高齢者の能力の活用に努める。
エ 農産物の販売促進、農産物加工品等の特産品開発等により地域の農業及び関連産業の振興が図られるよう努める。
オ 交流拠点施設等の整備に当たっては、国庫事業をはじめとする補助事業、制度資金の活用等による支援を行う。
- 2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項
農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域について行うものとする。
- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、自然環境の

保全等に対する配慮と県土景観の基調をなす田園、森林等の景観の維持向上がなされて、良好な農村景観が形成されていること。

(2) 自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高いこと。また、伝統文化や地域特有の食文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において体験・交流等の指導・案内をする人材の活用や育成に積極的であること。

(3) 農村滞在型余暇活動に資する地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取組みの下に、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備が促進されると認められる地区であること。

イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を活かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺地等について、自然景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進することを旨とする。

(2) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定、各市町村が制定する景観条例等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かした特色のある魅力的な施設等の整備に努める。
- (2) 都市住民等が滞在しつつ、農業の体験及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、地域がもつ特有の農産物を活かした加工や地域の食文化を体験できる施設等の整備に努める。
- (3) 地域住民の意向が十分反映されるよう努める。特に、地域女性グループの活動・研究の場、高齢者が持つ伝統技法等が発揮できる場の確保に配慮する。
- (4) 本県の四季に対応できる、特に冬の季節における効率的な利用に配慮した機能の整備を図るほか、施設等へのアクセス道についても十分検討する。
- (5) 各施設等は総合的・計画的に配置し、相互に有機的な連携を有するものとし、また、既存の施設や類似の施設等と調和を取りながらその積極的活用を図る。
- (6) 地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮するものとする。
- (3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の統一・向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材の地域農産物の活用・安定供給等についての協定づくりなど地区の関係者の連携による取組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - (1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方
山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様である。
 - (2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方
山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、

第2の1の(2)と同様であるが、そのほか次の諸点に留意するものとする。

- ア 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林や施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。
- イ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を明示するとともに、作業の内容や手順等についての適切な指導を行い、安全性確保のための措置に努める。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様である。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、漁村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、漁港の整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫をこらすとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的な情報発信・PR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

2 支援体制の整備

県は、「山形県グリーン・ツーリズム推進協議会」を通じ、各地域で本県の実情に即したグリーン・ツーリズムを段階的に推進するために、情報発信、普及啓発、人材育成、地域住民の景観形成等のための活動等に対し支援を行う。

市町村、農林漁業団体、観光団体等の関係機関・団体は、農林水産業体験施設、宿泊施設等の交流拠点施設の整備、景観の形成・保全に配慮した計画的な土地利用の推進、農林漁業者等に対する指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。